

石川県情報公開審査会の答申概要（答申第62号）

1 異議申立ての対象となった請求対象文書（諮問案件第103号）

平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託に関する水位の観測野帳及び自記紙並びに測量の観測野帳

2 担当課（所） 土木部辰巳ダム建設事務所

3 審査請求等の経緯

- (1) H18. 4. 6 公開請求
- (2) H18. 4. 20 不存在決定
- (3) H18. 4. 28 異議申立て
- (4) H18. 9. 1 諮問
- (5) H21. 3. 30 答申

4 諮問に係る審査会の判断結果

不存在とした決定は、妥当である。

該当条項	審査会の判断要旨
<p>条例第11条 第2項 (不存在)</p>	<p>審査会では、答申第39号において、平成16年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託における特定時点の水位に係る自記紙（当該答申では「自記録紙」と表記。）の不存在決定に対する異議申立てに関する諮問について、「観測データが記入された時点で自記紙が観測記録となるとしても、その観測記録の成果品への適切な記載が確保されることを前提に、自記紙自体を公文書として保管するかどうかは実施機関の判断に委ねられるものである。」と判断し、実施機関の「自記紙の観測記録について月報や業務委託報告書を検収する時点で照合等を行い自記紙自体は公文書として保管していない」とする主張を不合理ではないとするとともに、「特記仕様書の『成果品』において、自記紙は記載されていない。」ことから、不存在決定は妥当であると答申しているところである。</p> <p>本件業務委託の特記仕様書でも、「成果品」として観測野帳及び自記紙が記載されておらず、答申第39号の時点に比べ、本件処分の時点において特段の事情の変化はないものと考えられる。</p> <p>また、観測野帳については、答申第39号に関する異議申立ての対象となっていないが、その保管等に関して、国の実施する水文調査の基準となる「建設省河川砂防技術基準（案）調査編」において、自記紙と特段異なった取扱いとはなっていないので、自記紙に関する判断は、観測野帳にも該当するものと考えられる。</p> <p>したがって、実施機関が不存在決定を行ったことは、相当である。</p>

5 審議経緯 審査回数 3回

(別 紙)
答申第62号

答 申 書

平成21年3月

石 川 県 情 報 公 開 審 査 会

第1 審査会の結論

石川県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書につき不存在とした決定は、妥当である。

第2 異議申立てに至る経緯

1 公開請求の内容

異議申立人は、石川県情報公開条例（平成12年石川県条例第46号。以下「条例」という。）第6条の規定により、実施機関に対し、平成18年4月6日に次の公文書（以下「本件請求文書」という。）の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託（以下「本件業務委託」という。）に関する以下の文書

- (1) 業務委託報告書（以下「本件請求文書1」という。）
- (2) 打合せ簿及び協議書（以下「本件請求文書2」という。）
- (3) 検査及び支払い関係書類（以下「本件請求文書3」という。）
- (4) 水位の観測野帳及び自記紙（以下「本件請求文書4」という。）
- (5) 測量の観測野帳（以下「本件請求文書5」という。）

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求文書1ないし3に対応する公文書として次の文書を特定し、公開決定を行って、平成18年4月20日に通知し、本件請求文書4及び5に対応する公文書については、同日に不存在決定（以下「本件処分」という。）を行い、公文書を保有していない理由を次のとおり付して、異議申立人に通知した。

（公文書の特定）

ア 本件請求文書1

平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託報告書

イ 本件請求文書2

平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託報告書のうち打合せ簿

ウ 本件請求文書3

(7) 平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託検査復命書

(i) 平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託業務完了検査結果通知書

(v) 平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託業務引渡書

(x) 平成17年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託支出命令書

（公文書を保有していない理由）

業務委託の成果品として提出を求めているため、公開請求に係る文書は存在しない。

3 異議申立て

異議申立人は、平成18年4月28日に、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭

和37年法律第160号)第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

実施機関は、平成18年9月1日に、条例第19条第1項の規定により、石川県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てにつき、諮問を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書及び意見書で主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

(1) 実施機関は、流量観測について、国土交通省の建設省河川砂防技術基準（案）調査編（以下「技術基準（案）」という。）に基づいて行おうとし、業務委託の共通仕様書でも技術基準（案）に従って実施すると記述されているが、技術基準（案）では、「（観測）野帳、自記紙及び整理資料は確実に保管しなければならない。」とされているので、技術基準（案）に基づいて行っているのであれば、保管されているはずである。

(2) 実施機関は、技術基準（案）の規定に従わない理由として、県が管理する中小河川については、「河川の規模や観測場所の実態を考慮して適用する」としているが、県の行う河川管理は、国からの法定受託事務であり、国の基準に従って実施しなければならないことは明白である。

技術基準（案）は、大河川から小河川に至るすべてを網羅する内容となっており、河川の規模等を考慮し、内容を選択して実施できることになっているが、それ以外の修正を加えて実施することは認められていない。

(3) 観測野帳及び自記紙に記載された記録は観測データそのものであり、記録が書かれた時点で実施機関が管理する公文書となるもので、請負者は貸与を受け、業務完了後、実施機関に返却するものである。

(4) 実施機関は、観測野帳等は特記仕様書に成果品として記載されていないので、提出されておらず、不存在であるとしているが、当該資料は成果品のバックデータであり、成果品とは別に提出が義務付けられているものである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している要旨は、理由説明書から見ると、おおむね次のとおりである。

1 県が実施する水位・流量観測については、基本的には、国土交通省が定める技術基準（案）に基づき行っているが、技術基準（案）は、国が管理するような比較的大きな河川を対象としているため、県が管理する中小河川に適用する場合には、河川の規模及び観測場所の実態を考慮して適用することとしている。

2 本件業務委託についても、基本となる技術基準（案）を観測する河川の規模に合わせて修正して実施しており、その業務内容については、設計図書と土木部調査関係共通仕

様書（平成15年4月石川県土木部）に記載している。

しかしながら、本件業務委託の特記仕様書では、成果品としての観測野帳及び自記紙の提出を記載していない。

- 3 土木部調査関係共通仕様書の流量観測作業共通仕様書では、「図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先するものとする。」とされていることから、特記仕様書に記載された成果品のみ提出されるものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、地方自治の本旨にのっとり、県政に関する県民の知る権利を尊重し、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、もって県の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政をより一層推進することを目的として制定されたものであり、公開の原則に基づき適正に解釈・運用されなければならない。当審査会は、この公開の原則を基本として条例を解釈し、以下判断するものである。

2 本件請求文書に対応する公文書の性格等について

本件異議申立ての対象となった本件請求文書に対応する公文書は、本件業務委託に関する水位の観測野帳及び自記紙並びに測量の観測野帳である。

3 本件請求文書4及び5に対応する公文書の不存在について

実施機関は、本件請求文書4及び5に対応する公文書について、業務委託の成果品として提出を求めているので、不存在であると主張している。

一方、異議申立人は、観測野帳及び自記紙は公文書であり、技術基準（案）に基づいて水位、流量観測を行っているのであれば、必ず存在するはずであると主張しているので、以下この点について検討する。

- (1) 国土交通省では、河川の管理に必要な水文資料の整備を図ることを目的として、水文観測業務規程（以下「水文規程」という。）を定め、事務次官名で通知するとともに、水文調査業務の実施に必要な事項を細則で定めている。

細則の第11条では、「観測野帳の種類及び様式は、別表3に定めるものとする。」と規定され、別表3には、水位及び流量観測について「水位観測自記紙」及び本件公開請求に係る「水位の観測野帳」に相当すると思われる「流量観測野帳」が定められ、保存期間及び保存場所が記載されており、別に様式も示されている。

しかし、測量の観測野帳に関する項目はない。また、同細則ではこれを保存する規定もない。

なお、技術基準（案）は同省河川局長通知であるので、これを基準として行われる水位、流量観測は、上位の規程である水文規程に従って行われるものである。

- (2) 当審査会では、平成16年度犀川辰巳治水ダム建設事業水文調査業務委託における特定時点の水位に係る自記紙（当該答申では「自記録紙」と表記。）の不存在決定に対する異議申立てに関する諮問について、平成18年11月8日答申第39号において、「観測データが記入された時点で自記紙が観測記録となるとしても、その観測記録の

成果品への適切な記載が確保されることを前提に、自記紙自体を公文書として保管するかどうかは実施機関の判断に委ねられるものである。」と判断し、実施機関の「自記紙の観測記録について月報や業務委託報告書を検収する時点で照合等を行い自記紙自体は公文書として保管していない」とする主張を不合理ではないとするとともに、「特記仕様書の『成果品』において、自記紙は記載されていない。」ことから、不存在決定は妥当であると答申しているところである。

本件公開請求に対応する文書は、当該答申以前の年度に属するものであり、同答申において、「特に重要と考えられる洪水時等の自記録データについては、何らかの方法による保管を含め、その取扱方法を検討する必要がある。」と附帯意見を付したところであるが、今後とも、自記紙による水位の記録を実施する以上、この趣旨を踏まえ適切に取り扱うよう付言する。

- (3) 本件業務委託の特記仕様書でも、「成果品」として観測野帳及び自記紙が記載されておらず、答申第39号の時点に比べ、本件処分の時点において特段の事情の変化はないものと考えられる。
- (4) また、水位の観測野帳については、答申第39号に関する異議申立ての対象となっていないが、その保管等に関して、技術基準（案）では自記紙と特段異なった取扱いとはなっていないので、自記紙に関する判断は、水位の観測野帳にも該当するものと考えられる。

以上のことから、実施機関が、本件請求文書4及び5に対応する公文書について不存在決定を行ったことは、相当である。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、本件業務委託のあり方が不適切である旨の主張を行っているが、当審査会は本件業務委託の適否を判断する立場にはなく、このような主張は本件処分に係る判断を左右するものではない。

5 まとめ

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり判断する。

第6 審査の処理経過

当審査会の処理経過は、別表のとおりである。

<別表>

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成18年9月1日	○諮問を受けた。(諮問案件第103号)
平成18年11月28日	○実施機関(土木部辰巳ダム建設事務所)から理由説明書を受理した。
平成19年1月4日	○異議申立人から意見書を受理した。
平成21年1月19日 (第171回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年2月17日 (第172回審査会)	○事案の審議を行った。
平成21年3月17日 (第173回審査会)	○事案の審議を行った。